



島根県報

平成18年 8 月 8 日 (火)
第 1,801 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則		
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部の施行期日を定める規	(農 業 経 営 課)	1
則		
告 示		
県営土地改良事業計画の決定 (3 件)	(農 村 整 備 課)	2
換地計画書の縦覧	(")	2
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用 地 対 策 課)	3
特定調達公告		
除雪グレーダの調達に係る一般競争入札の実施	(道 路 維 持 課)	4
平成18年度雪寒機械の購入に係る一般競争入札の落札者等	(")	6
漁調委指示		
つけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限		7

公布された条例等のあらまし

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部の施行期日を定める規則 (規則第80号)
 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部の施行期日は、平成18年10月1日とすることとした。

規 則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年 8 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第80号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部の施行期日を定める規則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (平成18年島根県条例第1号) 第1条中知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 (平成11年島根県条例第45号) 第2条の表に4号を加える改正規定 (同表第31号に係る部分に限る。) 及び附則第3項の規定の施行期日は、平成18年10月1日とする。

告 示

島根県告示第818号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年8月8日

島根県知事 澄 田 信 義

- 縦覧に供する書類の名称
大原地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し
- 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 縦覧の場所
雲南市役所

島根県告示第819号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年8月8日

島根県知事 澄 田 信 義

- 縦覧に供する書類の名称
大原地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し
- 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 縦覧の場所
雲南市役所

島根県告示第820号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年8月8日

島根県知事 澄 田 信 義

- 縦覧に供する書類の名称
大原地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し
- 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 縦覧の場所
雲南市役所

島根県告示第821号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う須田地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることがで

きる。

平成18年 8 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成18年 8 月 8 日から21日間

3 縦覧の場所

東出雲町役場

島根県告示第822号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成18年 8 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 起業者の名称

出雲市

2 事業の種類

今市地区街なみ環境整備（中町小公園（仮称）整備）事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県出雲市今市町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

今市地区街なみ環境整備（中町小公園（仮称）整備）事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（以下「法」という。）第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公園」に関する事業に該当する。

よって、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である出雲市は、国庫補助金、起債及び一般財源により財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業は、出雲市が八雲周辺（今市町八雲、加田町、寺町、中町）において施行する今市地区街なみ環境整備事業（以下「全体事業」という。）のメインとなる事業として中町小公園（仮称）を新規に整備するものである。県が施行する出雲市駅前矢尾線シンボルロード整備等に合わせ、本件事業を施行することにより、中町商店街から八雲中路へ通り抜けが可能になり街の回遊性が高まるとともに、中町小公園（仮称）を利用したイベント等を行えるようになることから、賑わいを創出し中心市街地の活性化に繋げることができる。また、中町小公園（仮称）は災害時の避難場所としての機能も持つことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定にあたり、複数の候補地の中から社会的、技術的及び経済的条件を比較検討した結果、それらの条件を最もよく満たすものを採用していることから、軽微なものであると考えられる。

ウ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

近年、出雲市の中心市街地においてはモータリゼーションの進展、大型店の郊外出店、商店街の魅力低下などを背景として、空洞化の傾向が顕著になりつつある。全体事業を施行する今市地区においても、出雲市全体の人口が横ばいにも関わらず人口が減少している。本件事業を施行しなければ全体事業の効果を最大限に発揮することができず、今市地区の人口減少・空洞化が一層進むことが予想される。また、八雲周辺は老朽化住宅の割合が高く細街路が多い中で、緑地の割合が少なく公園も1箇所しかない状況であり、地震や火災に対する防災性を早急に高める必要があるので、本件事業を早急に施行する必要性が認められる。

また、本件事業に係る起業地は、施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲内であると認められる。

さらに、収用の範囲は、半永久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられていることから、収用又の手段を講じることは合理的であると認められる。

よって、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所（都市整備部まちづくり推進課）

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成18年8月8日

島根県知事 澄 田 信 義

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称、数量及び配車先

除雪グレーダ（4.0m級）、1台（益田県土整備事務所1台）

(2) 調達をする物品等の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成18年12月8日（金）

(4) 納入場所

配車先の県土整備事務所長が指定する場所

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札する金額には、自動車賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金を含めないこと。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 平成17年及び平成18年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等（平成16年島根県告示第877号）において、大分類「4 機械器具類」中分類「(4)産業機器」又は「5 車両船舶類」中分類「(1)車両類」に登録され、A等級に格付けされた者であること。
- (4) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者指名停止措置要領（平成13年1月23日付け会発第149号）に基づく入札参加資格者指名停止措置を受けていないこと。

3 入札説明書の交付等について

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部道路維持課道路管理グループ

電話 0852 - 22 - 6046

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所

平成18年8月11日から平成18年8月18日までの間、上記(1)の場所において交付する。

- (3) 入札説明会

実施しない。

- (4) 入札書の受領期限

平成18年8月21日（月）午前10時00分

（郵便による入札にあつては、8月18日（金）まで県庁に必着）

- (5) 開札の日時及び場所

日時：平成18年8月21日（月）午前10時00分から

場所：島根県松江市殿町1番地 県庁会議棟第1会議室

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者が見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格を有することを確認する書類については、入札書の提出に先立ってあらかじめ提出するものとする。

- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品調達を履行できると知事が判断した資料を添付して入札した者であつて、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Snow Removing Motor Grader in the 4.0meters class: 1
- (2) Bid tendering date and time: 10:00 a.m., August21, 2006
- (3) Contact point for the notice: Road Maintenance Division
8 Tono-machi, Matue-shi, SHIMANE, 690-8501 JAPAN
Phone: 0852-22-6046

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成18年8月8日

島根県知事 澄 田 信 義

1 物品等の名称、配車先及び数量

- (1) 除雪グレーダ（4.0m級）、1台、益田県土整備事務所
- (2) 除雪ドーザ（11t級）、2台（雲南県土整備事務所1台及び出雲県土整備事務所1台）
- (3) 凍結防止剤散布車（3t級、2.5m³）、1台、益田県土整備事務所津和野土木事業所

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

- (1) 後日、再度入札を行う
- (2) 平成18年7月25日
- (3) 平成18年7月25日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 後日、再度入札を行う
- (2) 中国TCM株式会社山陰支店 島根県八束郡東出雲町大字錦浜583-33
- (3) 中国TCM株式会社山陰支店 島根県八束郡東出雲町大字錦浜583-33

5 落札金額

- (1) 後日、再度入札を行う
- (2) 28,980,000円
- (3) 13,300,000円

6 契約の相手方を決定した手続

- (1) 後日、再度入札を行う
- (2) 一般競争入札
- (3) 一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成18年6月13日

漁業調整委員会指示

隠岐海区漁業調整委員会指示第4号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、つけ漁業(しいらつけ漁業を含む。以下同じ。)保護のため、他の漁業の操業及び遊漁の制限について、次のとおり指示し、その有効期間は、平成18年8月8日から平成19年5月31日までとする。

平成16年隠岐海区漁業調整委員会指示第4号は廃止する。

平成18年8月8日

隠岐海区漁業調整委員会会長 屋田孝治

つけ漁業によるものを除くほか、毎年6月1日から10月31日までの間、つけ漁業の許可を受けた者が設置したつけを中心として半径200メートルの円によって囲まれた海域において、しいら、よこわ、ひらまさ又ははまちの採捕を目的とする漁業を禁止し、及び遊漁(漁業以外の目的で行う水産動植物の採捕をいう。)による当該魚種の採捕を目的とする全ての釣を禁止する。ただし、つけ漁業の許可を受けた者の同意を受けた場合は、この限りではない。

